

市民センター まつりで 楽しく過ごしましょう

センターを利用する皆さんが日ごろの成果を発表します。展示（書道・絵画・手工芸品など）、発表（舞踊・合唱など）、模擬店もあります。

直接各センターへおいで下さい。

第14回 小山市民センターまつり

日 2月28日（土）、3月1日（日）共に
午前10時～午後4時

その他の催し 生け花・トールペイント・俳句・太極拳・キッズダンス・和太鼓・歌謡ショーなど

車で来場の方は同センター隣のスポーツ広場をご利用下さい。

問 小山市民センター ☎798・1927

第20回 木曾山崎センターまつり

日 3月7日（土）午前10時～午後4時、
8日（日）午前10時～午後3時30分

その他の催し 7日＝茶道・鼓笛隊・古本市など、8日＝子ども工作教室・リズム体操・吹奏楽など。フリーマーケットもあります。

車で来場の方は同センター第2駐車場をご利用下さい。

ふれあいくぬぎ館（☎793・6331）は3月7日は臨時休館します。

問 木曾山崎センター ☎793・3030



「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例の改正（素案）」

皆さんのご意見をお寄せ下さい

屋外の公共の場所での喫煙については、様々な問題があるとの意見が寄せられ、その対策が求められています。市では、良好な都市環境の整備のため、より効果的な対策を推進するため「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例」を改正しようと考えています。このたび、条例改正素案に対する考え方をとりまとめました。条例改正の参考とさせていただくため、皆さんからのご意見を募集します。

問 環境保全課 ☎724・2711

ご意見提出方法

一募集期間一

2月21日（土）～3月19日（木）

一資料の閲覧及び配布一

素案の詳細は、町田市ホームページのほか、以下の窓口で閲覧及び資料の配布を行っています。

- ・環境保全課（境川クリーンセンター内）、市民相談室（市役所本庁舎1階）、市政情報やまびこ（市役所中町分庁舎1階）、市民協働推進課（町田市民フォーラム3階）
- ・各市民センター、木曾山崎センター、玉川学園文化センター
- ・各市立図書館 ・町田市民文学館

一提出方法一

郵送 〒194-0036 木曾東2-1-1 環境保全課あて

ファクシミリ ☎724-2722

電子メール mcity370@city.machida.tokyo.jp

窓口への提出 環境保全課（境川クリーンセンター内）ほか上記の各資料の配布窓口へ

一注意事項一

- ・書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先をご記入下さい。
- ・電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。
- ・ご意見への個別の回答は行いません。
- ・公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- ・寄せられたご意見の概要及び市の考え方は個人情報を除き、4月に公表します。

「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例の改正（素案）」に対する考え方の概要

①条例の目的に、安心・安全な街づくりの観点を加えます。

市では、たばこの吸殻の散乱を防ぐため、「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例」に基づき、歩きタバコの自粛や、モラルやマナーアップの向上のための意識啓発を図ってきました。しかし、タバコの火による火傷等の危険や、臭いや煙が周辺に不快な思いを負わせるなどのことから、人通りの多い屋外での迷惑喫煙の禁止を求める要望が強くなっています。そこで、条例の目的の「地域の環境美化の促進」という観点に「安心・安全な街づくり」を加え、迷惑喫煙対策実施の根拠とします。

②「喫煙禁止区域」を指定します。

駅の乗降客や買物客で特に人通りが多い区域を指定し、指定区域内の道路や公園その他公共の用に供される場所で屋外について規制の対象とします。すでに美化推進重点区域（注）が指定されていますが、喫煙禁止区域についてはこの区域内での指定を検討します。

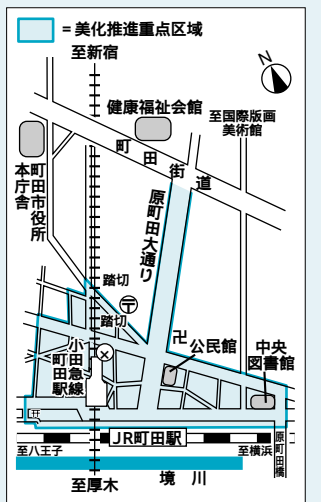
規制の対象とする行為：①たばこを吸うこと②火のついたたばこを持つこと

歩行喫煙のほか、立ち止まったり座ったりしての喫煙、自転車やオートバイ等に乗車中での喫煙も規制の対象となります。ただし、他人に迷惑がかけられない場所に市が設置した喫煙場所については例外とします。

注：美化推進重点区域＝清潔で美しい街をつくることに特に必要と認める区域

③「喫煙禁止区域」での喫煙行為を禁止し、違反者に過料を適用します。

罰則は、「喫煙禁止区域」内で、市から路上喫煙をやめるよう注意・指導され、さらに命じられてもこれに従わなかった者に過料2,000円を適用します。



住宅用火災警報器の早期設置の促進

住宅用火災警報器を設置することにより、火災を早期に見つけることができます。都内では平成22年4月1日までに住宅用火災警報器を設置することになりました。火災から命を守るために、なるべく

火災原因別の出火防止対策の推進

過去の死者が発生した住宅火災は、たばこ、暖房器具、

問 町田消防署 ☎722・019、町田市防災安全課 ☎724・2107

今年に入り、町田消防署管内では1月末現在、15件の火災が発生しています。空気が乾燥し、暖房器具を使用する機会が多いこの季節は、火災が発生しやすく、また、いったん火災が発生すると、燃え広がりがやむを得ず、防火対策を確認していただくことも非常に大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

早く設置しましょう。「つけていて良かった」、こんな事例があがっています。女性（70歳代）がコンロを使用したまま外出したため、煙が発生し、同じ共同住宅の男性が警報音を聞きつけガスの緊急停止ボタンを押して火災に至らなかった。

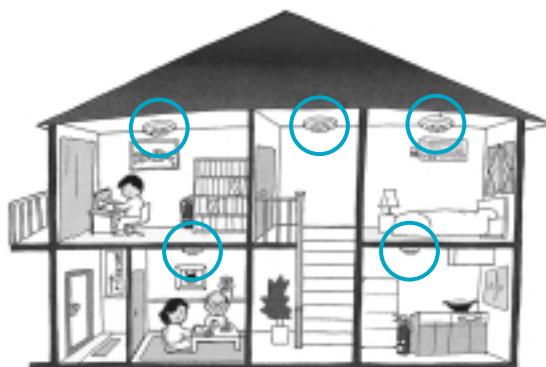
・暖房器具を使用する時は、周囲を整理整頓し、寝具や燃えやすいものの近くでの使用はやめましょう。
・コンロを使用する時は、その場を絶対離れないようにしましょう。調理時には、防炎性のエプロンを使用し、消火器を用意しておくとう安心です。

つけましたか？ 住宅用火災警報器

平成22年4月1日から
すべての住宅に設置が
義務づけられます

どこに設置するの？

すべての部屋、台所、階段に設置が必要です。（浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません。）



共同住宅や店舗を兼ねた住宅も対象となります。

春の火災予防運動

3月1日～7日

全国中学生人権作文 コンテスト

平成20年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会が行われ、市内10校の生徒の皆さんから461作品が寄せられました。審査の結果、次の方が各賞を受賞しました。

【都大会・優秀賞】
関森望さん（本町田中学校）

問 広報広聴課 ☎724・2102

【都大会・作文委員会賞】
増岡みづきさん（真光中学校）

【多摩西人権擁護委員会協議会賞】
赤坂星南さん（町田第三中学校）、中澤早紀さん（町田第一中学校）、杉山明日香さん（武蔵岡中学校）